

## 新株予約権発行に関する取締役会決議公告

2020年12月10日

株主各位

東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目27番5号  
株式会社出前館  
代表取締役社長 藤井 英雄

当社は、2020年10月15日開催の当社取締役会において、下記の内容のⅠ．第12回新株予約権ならびにⅡ．第13回新株予約権を発行する旨を決議しましたので、会社法第240条第2項および同条第3項の規定に基づき、公告いたします。

### 記

#### Ⅰ．第12回新株予約権

##### 【発行要項】

##### 1．新株予約権の名称

株式会社出前館 第12回新株予約権

##### 2．新株予約権の数

5,200個

上記総数は、割当予定数であり、引受の申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式520,000株とし、下記5.(1)により本新株予約権に係る付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

##### 3．新株予約権の発行価格

新株予約権1個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価格を基準とした額とする。

なお当該払込金額は、割当てを受ける者の当社に対する同額の報酬債権と相殺するため、新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

##### 4．発行価額の総額

未定

##### 5．新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は 100 株とする。

ただし、下記 7 に定める新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、かかる調整は各新株予約権のうち当該時点において権利行使されていない各新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

上記のほか、割当日後、付与株式数を調整すべきやむを得ない事由が生じた場合にも、合理的な範囲で付与株式数を調整する。付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数の適用日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知する。ただし、当該調整後付与株式数の適用日の前日までに通知を行うことができない場合には、当該調整後付与株式数の適用日以後速やかに通知するものとする。

## (2) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における東京証券取引所 JASDAQ 市場における当社普通株式の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額（1 円未満の端数は切り上げ）とする。但し、その価額が本新株予約権の割当日の終値（取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

## (3) 行使価額の調整

割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行および自己株式の処分ならびに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

2023年1月20日から2026年1月19日（但し、2026年1月19日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までとする。

(5) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、2021年8月期乃至2023年8月期のいずれかの期において、当社の経常利益が黒字となった場合、本新株予約権を行使することができる。なお、経常利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における経常利益を参照するものとし、本新株予約権にかかわる株式報酬費用が発生した場合にはこれを除外して計算するものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。
- ② 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役または使用人であることを要する。但し、任期満了による退任および定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。
- ⑥ 本新株予約権割当契約に違反した場合には行使できないものとする。

(6) 新株予約権の取得条項

上記5（5）の定めにより新株予約権の行使の条件を満たすことができなくなった場合、新株予約権者が権利行使をする前に理由のいかんを問わず権利を行使することができなくなった場合は、当社は、取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

(7) 新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価格のうちの資本組入額

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社

計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記5(1)に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記5(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記5(9)③に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記5(4)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記5(4)に定める行使期間の末日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記5(8)に準じて決定する。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑧ その他新株予約権の行使の条件

上記5（5）に準じて決定する。

⑨ 新株予約権の取得条項

上記5（6）に準じて決定する。

(10) 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

6. 新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

7. 新株予約権を割り当てる日

2021年1月19日

8. 新株予約権の割当てを受ける者および数

当社従業員 330名 5,200個

9. 新株予約権の行使請求および払込みの方法

(1) 新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名押印または署名のうえ、これを下記10.に定める行使請求受付場所に提出するものとする。なお、新株予約権行使請求の行使請求受付場所での受付は、行使請求受付場所の営業日に限るものとする。

(2) 上記(1)の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、会社法第281条第1項に従い、その行使に係る新株予約権についての新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて下記11.に定める払込取扱場所の当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込むものとする。

10. 新株予約権の行使請求受付場所

当社ビジネスサポート本部（またはその時々における当該業務担当部署）

11. 新株予約権の行使に際する払込取扱場所

株式会社三井住友銀行東京中央支店（またはその時々における当該銀行の承継銀行もしくは当該店の承継店）

12. 新株予約権の行使の効力発生時期等

新株予約権を行使した新株予約権者は、会社法第282条に従い、新株予約権の目的である株式の株主となる。

13. 新株予約権の要項の規定の読み替えその他の措置

新株予約権の割当日後、株式の発行または新株予約権に関連する会社法その他の法令または規則の規定につき改正が行われ、または、会社法を含む改正法の施行がなされたことなどにより、新株予約権の要項の規定の読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法または当該改正後の法令もしくは規則の規定および新株予約権の趣旨に従い、新株予約権にかかる要項の規定の変更等当社が適切と考える方法により、必要な措置を講ずることができるものとする。

14. 新株予約権の要項の公示

当社は、その本店に新株予約権の要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供するものとする。

15. その他新株予約権の発行および割当てならびに新株予約権に関連する諸手続の詳細等  
に関し必要な事項は、当社代表取締役が定めるものとする。

## II. 第 13 回新株予約権

### 【発行要項】

#### 1. 新株予約権の名称

株式会社出前館 第 13 回新株予約権

#### 2. 新株予約権の数

1,700 個

上記総数は、割当予定数であり、引受の申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 170,000 株とし、下記 5. (1) により本新株予約権に係る付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

#### 3. 新株予約権の発行価格

本新株予約権 1 個当たりの発行価額は 1,202 円とする。

#### 4. 発行価額の総額

未定

#### 5. 新株予約権の内容

##### (1) 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は 100 株とする。

ただし、下記 7 に定める新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、かかる調整は各新株予約権のうち当該時点において権利行使されていない各新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\boxed{\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

上記のほか、割当日後、付与株式数を調整すべきやむを得ない事由が生じた場合にも、合理的な範囲で付与株式数を調整する。付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数の適用日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知する。ただし、当該調整後付与株式数の適用日の前日までに通知を行うことができない場合には、当該調整後付与株式数の適用日以後速やかに通知するものとする。

##### (2) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金 3,105 円（本新株予約権の発行決議日の前日（取引が成立していない日を除く）における東京証券取引所 JASDAQ 市場における当社株式普通取引の終値）とする。

### （3）行使価額の調整

割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行および自己株式の処分ならびに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

### （4）新株予約権を行使することができる期間

2023年1月20日から2026年1月19日（但し、2026年1月19日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までとする。

### （5）新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、2021年8月期乃至2023年8月期のいずれかの期において、当社の経常利益が黒字となった場合、かつ、2021年8月期乃至2025年8月期のいずれかの期において当社の売上高およびGMV（1年間のオーダー数×平均注文単価）が、下記に掲げる各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）を限度として行使することができるものとする。

(a) 2021年8月期乃至2025年8月期までのいずれかの期で売上高が280億円を超過した場合 30%行使可能

(b) 2021年8月期乃至2025年8月期までのいずれかの期で売上高が600億円を超過



した場合 上記(a)を含めて 40%まで行使可能

(c) 2021 年 8 月期乃至 2025 年 8 月期までのいずれかの期で売上高が 970 億円を超過した場合 上記(b)を含めて 50%まで行使可能

(d) 2021 年 8 月期乃至 2025 年 8 月期までのいずれかの期で GMV が 1,600 億円を超過した場合 30%行使可能

(e) 2021 年 8 月期乃至 2025 年 8 月期までのいずれかの期で GMV が 2,500 億円を超過した場合 上記(d)を含めて 40%まで行使可能

(f) 2021 年 8 月期乃至 2025 年 8 月期までのいずれかの期で GMV が 3,400 億円を超過した場合 上記(e)を含めて 50%まで行使可能

なお、経常利益および売上高の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における経常利益および売上高を参照し、GMV の判定においては当社の有価証券報告書に記載される KPI 指標を参照するものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。

- ② 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役または使用人であることを要する。但し、任期満了による退任および定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権の 1 個未満の行使を行うことはできない。
- ⑥ 本新株予約権割当契約に違反した場合には行使できないものとする。

#### (6) 新株予約権の取得条項

上記 5（5）の定めにより新株予約権の行使の条件を満たすことができなくなった場合、新株予約権者が権利行使をする前に理由のいかんを問わず権利を行使することができなくなった場合は、当社は、取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

#### (7) 新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

#### (8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価格のうちの資本組入額

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とする。計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記5(1)に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記5(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記5(9)③に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記5(4)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記5(4)に定める行使期間の末日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記5(8)に準じて決定する。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑧ その他新株予約権の行使の条件

上記5(5)に準じて決定する。

⑨ 新株予約権の取得条項

上記5(6)に準じて決定する。

(10) 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある

場合には、これを切り捨てるものとする。

6. 新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

7. 新株予約権を割り当てる日

2021年1月19日

8. 新株予約権の割当てを受ける者および数

当社取締役 4名 1,700 個

9. 新株予約権の行使請求および払込みの方法

(1) 新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名押印または署名のうえ、これを下記 10. に定める行使請求受付場所に提出するものとする。なお、新株予約権行使請求の行使請求受付場所での受付は、行使請求受付場所の営業日に限るものとする。

(2) 上記(1)の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、会社法第 281 条第 1 項に従い、その行使に係る新株予約権についての新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて下記 11. に定める払込取扱場所の当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込むものとする。

10. 新株予約権の行使請求受付場所

当社ビジネスサポート本部（またはその時々における当該業務担当部署）

11. 新株予約権の行使に際する払込取扱場所

株式会社三井住友銀行東京中央支店（またはその時々における当該銀行の承継銀行もしくは当該店の承継店）

12. 新株予約権の行使の効力発生時期等

新株予約権を行使した新株予約権者は、会社法第 282 条に従い、新株予約権の目的である株式の株主となる。

13. 新株予約権の要項の規定の読み替えその他の措置

新株予約権の割当日後、株式の発行または新株予約権に関連する会社法その他の法令または規則の規定につき改正が行われ、または、会社法を含む改正法の施行がなされたことなどにより、新株予約権の要項の規定の読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法または当該改正後の法令もしくは規則の規定および新株予約権の趣旨に従い、新株予約権にかかる要項の規定の変更等当社が適切と考える方法により、必要な措置を講ずることができるものとする。

14. 新株予約権の要項の公示

当社は、その本店に新株予約権の要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供するものとする。

15. その他新株予約権の発行および割当てならびに新株予約権に関連する諸手続の詳細等に関し必要な事項は、当社代表取締役が定めるものとする。

以上